

江戸川区 地域公共交通計画

2021年3月



はじめに



江戸川区（人口約70万人、総面積49.09km²）は、東京都の東部に位置しており、公共交通網は、主に東西方向に5本の鉄道路線と3事業者による路線バスにより構成されています。

本区には南北方向の鉄道路線がないことから、区を縦断する環状七号線方向の交通課題の解決に向けて、平成6年度から関係区とともに「メトロセブン構想」に取り組んできており、平成28年度にはメトロセブンとエイトライナーからなる区部周辺部環状公共交通が、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」として交通政策審議会答申第198号に位置付けられました。

本区を含む関係9区及び東京都は、区部周辺部環状公共交通の実現を目指して一体となり活動を継続しているところですが、実現に向けての課題は大きく、引き続き中長期的な調査・検討を行っていくことが求められています。

そこで本区は、南北交通改善に向けた短期的な取組として、平成19年度に「江戸川区地域公共交通総合連携計画」の策定、並びに、環状七号線を高い速達性で運行するシャトルバス（シャトル☆セブン）の導入を行うなど、南北交通の利便増進に取り組んできました。

現在、シャトル☆セブンは一般路線バスとして運行されており、需要の成長に伴いダイヤ改正や増便も繰り返されてきましたが、運転者不足問題や駅前広場のスペース不足といった課題から、需要の更なる伸びに追従することが適わず飽和状態が続いていました。

このほか、公共交通に関しては、鉄道駅周辺の拠点整備によって生じる交通需要増や都市計画道路の整備進展、新庁舎移転に伴う流動傾向の変化、さらには熟年者の移動ニーズなど、将来にわたって公共交通を維持するとともにその利便増進を図るため、総合的な検討が必要な状況となっています。

このような中、新型コロナウイルス感染症の拡大により人々の生活様式が著しく変化しています。本区においても、将来的な超高齢化・人口減少社会に到来が予測された、公共交通の全体的な需要減少に急きょ直面することとなり、公共交通に関する課題は複雑さを増しています。

共生社会とSDGsの実現を目指す本区においては、コロナ禍の影響はもとより、人口分布や流動実態の変化、高齢化の進展、環境への意識の高まり、技術の進化等の社会情勢を的確に捉えて、限られた資源の中で人々の移動を支える公共交通をいかに総合的に充実させることができるかが、今後一層求められます。

こうしたことから、本区は、区民・利用者、交通事業者、道路管理者、公安委員会等の関係機関からなる多様な主体とともに、持続可能な公共交通の実現を目指します。

令和3年3月 江戸川区長

青藤 猛

目次

序章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の目的.....	1
2. 計画の位置付け.....	1
3. 計画区域.....	1
4. 計画期間.....	1
第1章 公共交通の現状と課題	3
1. 公共交通の現状.....	3
2. 公共交通の課題.....	42
第2章 基本的な方針と目標	77
1. あるべき姿.....	77
2. 公共交通の役割.....	78
3. 目標.....	79
4. 目標値.....	80
第3章 公共交通施策	88
1. 施策体系.....	88
2. 公共交通施策.....	89
3. 公共交通施策の進め方.....	103
第4章 計画の推進方策	103
1. 推進体制.....	103
2. 江戸川区地域公共交通活性化協議会の役割.....	103
3. 計画の達成状況の評価方法.....	104
4. 資金の確保.....	104
5. 実施工程.....	105

参考資料	106
1. 策定体制	106
2. 策定経緯	108

序章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の目的

本計画は、区内の公共交通に関する現状と課題及び目標について具体的に示すとともに、公共交通に係る多様な主体が参加・連携して、持続可能な公共交通の実現を目指すための、共有ビジョンとして策定するものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）」に基づく「地域公共交通計画」として策定し、区内の公共交通に係るマスタープランとして運用していきます。

3. 計画区域

本区全域を対象区域とします。

4. 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、必要に応じて見直し・改定を行います。特に、新型コロナウイルス感染症対策として実施される移動自粛や新しい生活様式の浸透など、急激な社会情勢の変化が公共交通に与える影響の規模や期間、傾向について、現時点では不透明な部分も多いことから、人口動態や公共交通の利用者数の推移を注視しながら計画の運用を図ります。

なお、本区における課題に対応した公共交通施策については、計画期間後も含めて、短期、中期、長期の視点で位置付けを行うこととします。

これは、計画期間に集中して取り組むべき短期的課題を明らかにするとともに、中長期的に取り組むべき課題についても予め明らかにすることで、公共交通施策の一貫性や連続性を確保することを目的としています。

短期：5年以内 計画期間内に実施する施策

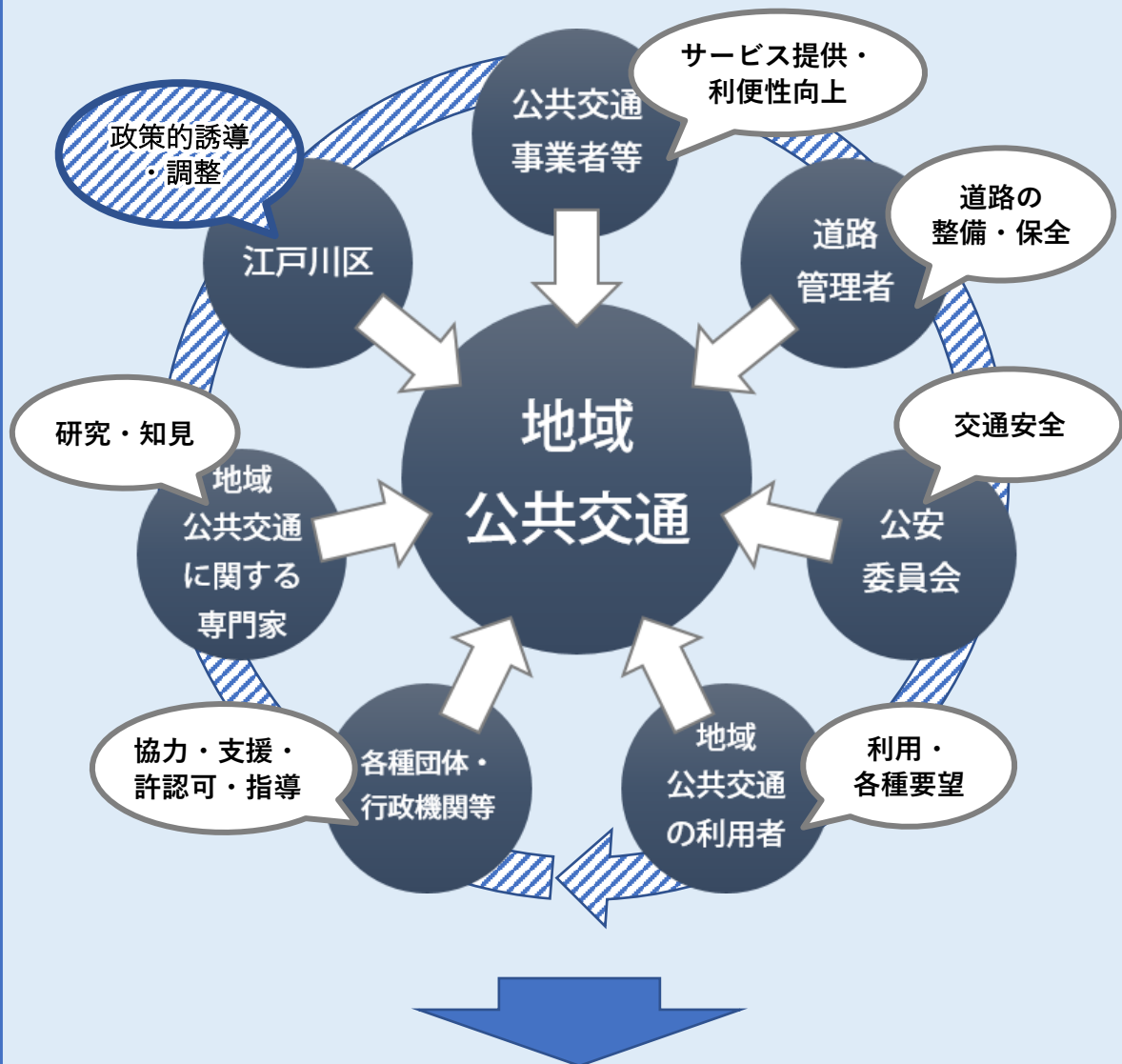
中期：6～10年 次期の計画期間での実施を想定し、具体化を図る施策

長期：社会的ニーズ、制度・技術の進展を踏まえて将来的に実施する施策

<地域公共交通計画の役割>

江戸川区の公共交通に係るマスタープラン

地域公共交通には、多くの主体が様々な役割・立場で関与しており、問題意識や考え方も幅広く存在します。



本計画は、地域公共交通に係る関係主体間において課題を分析・共有して、地域公共交通全体の安全性・利便性・持続性等に寄与する方策について、協議・検討を行うとともに、関係主体が相互に協力して取り組むための共有ビジョンです。